

令和3年6月7日

保護者 様

県立船橋芝山高等学校長

令和3年度の長期休業中における学校閉庁日の取組について（お知らせ）

平素より、本校の教育に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。
さて、長期休業中において下記のとおり学校閉庁日を設けることとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、趣旨を御理解の上、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 趣旨

- (1) 学校閉庁日は、部活動等を原則行わないことで、生徒のリフレッシュを図るとともに、家庭でのふれあいや地域活動への参加などに活用する。
- (2) 教職員の休暇等の取得を推進し、学校における働き方改革を促進する。
- (3) 長期休業中における学校の省エネルギーを図る。

2 閉庁日

令和3年 8月10日（火）から13日（金） 4日
令和3年12月28日（火） 1日 合計5日

3 その他

- (1) 原則、生徒は登校させず、公式戦等の大会や発表会が近日中に予定されている部活動等以外は実施しません。なお、実施する際は事前に顧問より御家庭に連絡いたします。
- (2) 学校閉庁日には、各種証明書の発行等の窓口業務を行いませんので、必要な場合は事前に学校へお問い合わせください。
- (3) 学校閉庁日に緊急な連絡が必要な場合には、午前8時30分から午後5時15分の間について、教育庁教職員課（043-223-4063）で対応いたします。